

維持・管理に関する誓約書

浜松市浄化槽設置事業費補助金交付を受け、浄化槽を設置するにあたり、下記の事項を適正に実施することを誓約します。

- 1 浄化槽法第7条に規定する法定検査を実施します。（設置後、初回の検査）
- 2 浄化槽法第11条に規定する法定検査を実施します。（7条検査の翌年から2回目以降の検査・年1回）
- 3 浄化槽法第10条に規定する保守点検を実施します。（年3回以上）
- 4 浄化槽法第10条に規定する清掃を実施します。（年1回以上）
- 5 地域住民に迷惑を掛けないよう維持管理の徹底を図り、万一、苦情等が生じた場合は責任をもって解決します。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所

氏名

※署名又は記名押印をしてください

- ※ 正当な理由がなく、誓約内容を遵守しない場合は浜松市浄化槽設置事業費補助金交付要綱第14条により補助金交付を取り消し、同要綱第15条により補助金の返還を命令する場合があります。